

あなたの住まいは大丈夫？

住宅の耐震化

令和4年度 木造住宅耐震化促進事業



大規模災害から家族の命や財産を守るために住宅の耐震化をしましょう。耐震化の必要な住宅は、**昭和56年5月31日以前**に建てられた木造住宅です。

1 耐震化の重要性について

地震はいつ起こるかわかりません

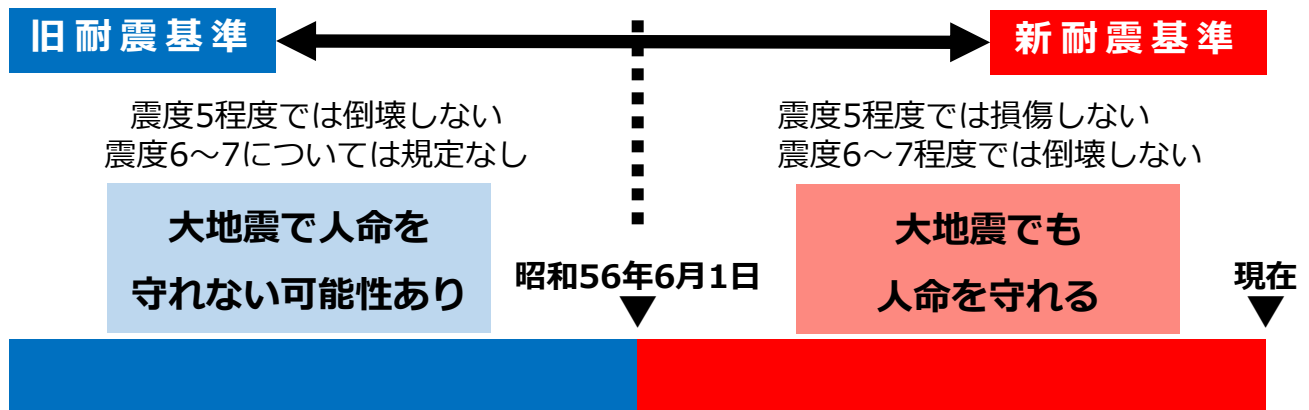
日本は世界でも類をみない地震国です。東日本大震災、熊本地震、北海道胆振東部地震と記憶に新しい大地震が発生しており、いつどこで大地震が起こるかわかりません。大地震から自分や家族の命や財産を守るために、耐震化しましょう。



熊本地震での被害状況

危険なのは昭和56年5月31日以前の建物です

昭和56年6月に建築基準法の改正で耐震基準が改正されました。そのため、改正前の基準で建てられた建物は、地震で倒壊などの大きな被害を受けています。




2 耐震化のポイント

いろいろな耐震改修の方法があります

耐震改修は通常、上部構造評点を1.0以上に向上させる工事を行います。しかし、建物の老朽により実施が困難な場合に、簡易改修（0.7以上にして段階的に1.0を目指す改修）や部分改修（特定の部屋のみ評点を向上させる改修）を選択することができます。

評点と建物被害の関係を確認して、自分の家にあった耐震改修をしましょう。

被害予想	評点	建物の状態	被害の様子	被害状況
無被害	1.5以上～	倒壊しない		<ul style="list-style-type: none">● 家具の転倒● 壁紙に『しわ』が入る
小被害	1.0～1.5未満	一応倒壊しない		<ul style="list-style-type: none">● 部分的なタイルのはがれ● 瓦のずれ、部分落下● 壁紙の部分的な破れ
中被害	0.7～1.0未満	倒壊する可能性がある		<ul style="list-style-type: none">● 内部仕上げのはがれ● 建具枠の変形● 外部仕上げのはがれ
倒壊	～0.7未満	倒壊する可能性が高い		<ul style="list-style-type: none">● 柱や梁の破断● 人的被害● 近隣への影響大

大地震（震度6強以上）の際の評点と建物被害 日本建築防災協会

リフォームと耐震改修を一緒にしましょう

家族構成や生活スタイルが変わってくると、リフォームの必要性がでてくる場合があります。リフォームと合わせて耐震改修工事を行うと、別々に行う場合に比べて、コスト、手間、使い勝手の面でとても合理的に工事を行うことができます。



外壁リフォーム



水回りのリフォーム



断熱リフォーム

減税制度を活用しましょう

現行の耐震基準に適合する耐震改修工事を行い、一定の要件を満たす場合、所得税の控除・固定資産税の軽減措置を受けられます。（所得税は住宅ローン減税とも併用できます）

	所得税（投資型減税の場合）	固定資産税
減税額	最大25万円控除 （改修工事費用の10%を控除）	1/2に減額 （床面積120㎡相当部分までが対象）
問合せ先	お近くの税務署	建物が所在する市町の税務担当課

3 耐震化の流れと補助制度

Step 1 耐震診断

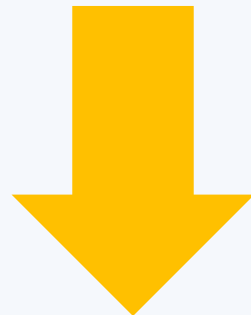
地震に対する安全性を診断します。耐震診断をすると家の強さを数値（上部構造評点）で確認することができます。

補助対象

昭和56年5月31日以前に着工された戸建の木造住宅

補助額

- ① 一般診断 自己負担 **5千円**（費用5万円の内9割を補助）
- ② 伝統診断 最大 **11万8800円** 補助



Step 2 補強プラン作成

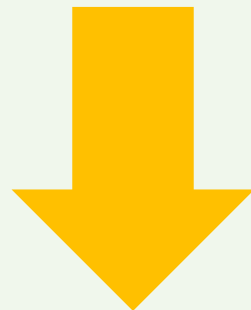
地震に強い住宅にするための補強方法を作成します。補強プランでは補強にかかる費用の概算を知ることができます。

補助対象

昭和56年5月31日以前に着工された戸建の木造住宅

補助額

- ① 一般診断 自己負担 **5千円**（費用5万円の内9割を補助）
- ② 伝統診断 最大 **9万9000円** 補助



Step 3 耐震改修工事

補強プランに基づいて、改修工事を行い住宅の耐震性を高めます。改修工事について設計者・工事監理者と話し合いながら工事を進める必要があります。

補助対象

耐震診断の結果、耐震性能が不十分と診断された住宅

補助額

- ① 一般住宅の耐震改修 最大 **120万円** 補助
- ② 伝統的な古民家の耐震改修 最大 **190万円** 補助 ※1
- ③ 部分的な耐震改修 最大 **30万円** 補助 ※2

- ※1 構造が伝統的構法、もしくは福井の伝統的民家認定の住宅が対象となる制度
- ※2 利用頻度が多い部屋のみを部分的に耐震改修する制度

注意事項

- ※耐震診断と補強プラン作成は一緒に申し込む必要があります
- ※各市町の要綱で別に要件を定めている場合があるためご注意ください
- ※補助制度の実施内容や補助額が市町により異なる場合があります
- ※詳しくは裏面[4 耐震化の相談窓口等]をご確認ください

4 耐震化の相談窓口等



	耐震診断等		耐震改修（補助限度額）		申込・相談先	
	一般診断	伝統診断	一般住宅	伝統的な古民家	担当課	電話番号
福井市	○	—	120万円	—	建築指導課	0776-20-5574
敦賀市	○	○	120万円	190万円	住宅政策課	0770-22-8141
小浜市	○	○	120万円	190万円	営繕管財課	0770-64-6071
大野市	○	—	120万円	190万円	交通住宅まちづくり課	0779-64-4815
勝山市	○	—	120万円	190万円	営繕課	0779-88-8128
鯖江市	○	○	120万円	—	施設管理課	0778-42-5101
あわら市	○	—	120万円	—	建設課	0776-73-8031
越前市	○	○	120万円	190万円	建築住宅課	0778-22-3074
坂井市	○	—	120万円	—	都市計画課	0776-50-3052
永平寺町	○	—	120万円	190万円	建設課	0776-61-3948
池田町	○	—	120万円	190万円	町土整備課	0778-44-8005
南越前町	○	—	120万円	—	建設整備課	0778-47-8003
越前町	○	○	120万円	190万円	定住促進課	0778-34-8727
美浜町	○	—	100万円	—	土木建築課	0770-32-6707
高浜町	○	—	120万円	—	建設整備課	0770-72-7702
おおい町	○	○	80万円	150万円	建設課	0770-77-4057
若狭町	○	—	120万円	—	建設課	0770-45-9104

耐震診断士に関する情報

福井県木造住宅耐震診断士

検索

福井県では木造住宅の耐震に関する講習を受けた建築士を「福井県木造住宅耐震診断士」として県登録しています。



耐震改修事業者に関する情報

福井県木造住宅耐震改修事業者

検索



改修工事を「どの施工業者に依頼すればわからない」という県民の不安を解消するために、「福井県木造住宅耐震改修事業者登録制度」を行って情報を公開しています。

リフォームに関する補助制度情報

住宅リフォーム推進協議会

検索

リフォームをする際に活用できる補助制度については、住宅リフォーム推進協議会のホームページをご確認ください。



改修工事の融資制度に関する情報

住宅金融支援機構

検索



改修工事をする際に活用できる融資制度については、住宅金融支援機構のホームページをご確認ください。（高齢者向けの返済特例等があります）

助成事業や全般的な質問については

福井県建築住宅課 住まいづくりグループ 0776-20-0506

